

川崎町建設工事指名競争入札参加心得

平成10年3月30日

(趣旨)

第1 川崎町建設工事の契約に係る指名競争入札に参加する者は、川崎町財務規則（昭和52年川崎町規則第7号）及び川崎町建設工事執行規則（平成8年川崎町規則第7号）その他の法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

(入札参加資格)

第2 次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 成年後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 入札に際して、不正行為を行ったと認められる者
- (3) 入札日において、指名を取り消されている者
- (4) 委任状を持参しない代理人
- (5) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者

(指名通知)

第3 入札参加者に対する指名通知は、指名通知書に仕様書・図面等工事請負金額の積算に必要な書類（以下「仕様書等」という。）を添付して、簡易書留等による郵送により通知することを原則とする。ただし、仕様書等の一部の送付は、あらかじめ指定した場所で閲覧に供することにより省略する場合がある。

- 2 閲覧による場合、入札参加者は、送付を省略された仕様書等の一部の貸し出しを求めることができる。
- 3 入札参加者は、この心得及び配布された又は閲覧若しくは貸し出しを受けた仕様書等を熟覧の上入札しなければならぬ。また仕様書等について疑義があるときは、別に備え付ける用紙に記載し、主管課長等が指定する日時までにその説明を求めることができる。ただし、軽微なものについては、用紙の記載を省略することができる。
- 4 入札参加者は、配布された、又は貸し出しを受けた仕様書等を入札後、直ちに返還しなければならない。

(入札等)

第4 入札に際し、入札関係者以外の立ち合いは、原則として認めないものとする。

- 2 代理人をもって入札をする者は、入札の前に入札に関する委任状を提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、第2の(1)又は(5)に掲げる者を入札代理人とすることはできない。
- 4 入札書は、指名通知書に示した入札執行の日時に入札箱へ直接投函する場合、封筒は必要としない。
- 5 入札参加者は、第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書（以下「積算書」という。）を提出しなければならない。

この場合、この積算書には、最低限、数量、単価、金額が記載されていなければならない

い。

6 入札参加者は、入札に際し入札書に使用する認印を持参しなければならない。

(入札の辞退)

第5 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者が、入札を辞退するときは、その旨を、つぎの各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行中にある場合は、入札辞退届(別紙様式第1)を入札執行担当課長等に直接持参し、又は書留郵便(指定の日時までには到着するものに限る。)をもって行う。

(2) 入札執行中にある場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の延期等)

第6 入札前において、天災事変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

2 入札参加者が不穏な行動を示す等入札を公正に執行することができないと認められるときも前項と同様とする。

(開札)

第7 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者立合で行う。

2 入札者が立ち合わないときは、当該入札事務に関係のない川崎町職員を立ち合わせた上で行うものとする。

3 入札金額の読上げについては、各回とも最低入札金額のみについて行う。

(失格)

第8 次の各号の一に該当する入札を行った者及び正当な理由がなく所定の時刻までに入札を行わない者は、その入札を行ったとき及び入札時刻が経過したときから失格とする。

(1) 最低限度価格を設けている入札において、最低制限未満の価格で入札をした者

(2) 第4の5に規定する積算書を提出しなかった者

(3) 前2号に掲げるもののほか、指示した事項及び入札に関する条件に違反した者で入札に参加させることが不相当と認められる者

(無効の入札)

第9 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 記名押印及び訂正印を欠く入札

(2) 無資格の入札者

(3) 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札

(4) 入札要件の記載が確認できない入札

(5) 2通以上の入札をした者の入札

(6) 同一件名の入札において、2人以上の代理をした者の入札

- (7) 同一件名の入札において、入札者本人が、他人の代理を兼ねてした入札
- (8) 委任者名を併記しないで代理人のした入札
- (9) 再度の入札において、前回の最低価格を上回る入札
(再度入札)

第10 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは直ちに再度の入札を行う。ただし、再度入札の回数は原則として2回を限度する。

2 前項に定める限度内において落札者がいないときは、この入札を中止し、改めて入札を執行する。この場合、この入札参加者を再度指名することはしない。

(落札者の決定)

第11 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けていない場合、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

3 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かせない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない川崎町職員にくじを引かせるものとする。

4 落札者は確認のため入札書に認印するものとする。

(仮契約)

第12 5千万円以上の請負契約予定金額の場合は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年川崎町条例第20号）の規定により議決を経てから契約の効力が生ずることとなるので、それまでは仮契約の締結を行うものとする。

(異議の申立て)

第13 入札をした者は、入札後この心得、仕様書等についての不明又は錯誤等を理由に意義を申し立てることはできないものとする。

附 則

平成10年4月1日から施行する。

附 則

令和元年8月23日から施行する。